

【前回会議で配付した計画素案との変更点】

★「第1章 計画策定に当たって」(P1～2)について

- 「2. 計画の位置づけ」(P1)について
市の上位計画や関連計画との関係を示した図を追加しました。

★「第2章 子ども・子育てを取り巻く状況」(P3～28)について

- 「3. 出生の状況」(P5)について
「合計特殊出生率」の表を県内市町との比較表としていましたが、厚生労働省が公表している最新データが平成24年までのものしかなかったため、広島県人口動態調査や市が把握しているデータを基に、平成20年～平成29年の10年間における国・県との比較表に変更しました。

★「第4章 ニーズ調査結果と計画策定に向けた課題」(P29～43)について

- 「3. ニーズ調査結果からみられる傾向と課題」(P42～43)について
前回素案では、調査結果の傾向と課題を踏まえ、「4. 課題を踏まえた方向性」として次ページで整理していましたが、「傾向⇒課題⇒方向性」が一目で分かるようまとめました。

★「第5章 基本理念と施策体系」(P44～46)について

- 「2. 計画の基本的な視点」(P45)について
3つの視点について、子ども・子育て支援に係る国の基本指針に沿ったものであることが分かるよう、吹き出しで説明を加えました。
- 「3. 施策体系」(P46)について
 - ・「1. 子育てが楽しいまちづくり」について、右側の施策の中から「(3) 男女共同参画社会の実現」と「(5) 生涯学習・スポーツ活動の推進」を削除しました。
⇒「男女共同参画社会の実現」は、子育てをする女性の権利の尊重や地位の向上など関係する部分もあるが、子育て支援の観点からの具体的な取組として掲載できる内容が少ないため。
 - ⇒「生涯学習・スポーツ活動の推進」は、「青少年の健全育成」や「多世代交流」などに分類される内容が多いことから、それぞれの項目に整理したもの。(「生涯学習の推進」「自然体験、環境学習などの推進」⇒59ページ「(3) 青少年の健全育成」に移動。「スポーツを通じた多世代の交流の推進」については後述。)
 - ・「3. 仕事と家庭の両立支援」について、右側の施策の中から「(3) 多様な働き方の推進」を削除しました。
⇒主には国や企業が主体となって進めるものであり、「全ての業種・業態にそぐう仕組みであるか疑問があり、行政が施策に掲げて推進できるものかどうかを考えて設定する必要がある。計画に掲載されているものは他の取組と異なり、啓発・連携といった理念的な記述に留まっているため、あえて掲載する必要がないのではないか」という庁内の意見を踏まえたもの。
 - ・「5. 健やかな次世代の育成」について、右側の施策の中から「(4) 次代の親の育成」を削除しました。

⇒ 具体的な取組が少なく、また「多世代交流」や「幼保小連携」などの中で二次的・副次的に効果が顕れるものであると判断したため。なお、この項目の中の「小・中学生と乳幼児のふれあいの促進」については、幼保小連携などの具体的な取組として整理できるため、「(1) 幼児教育・保育の推進、小・中学校との連携促進」に移しました。

※ 削除したものは、この計画に具体的な取組として掲載しないという意味であり、市としては各分野においてできることを進めていきます。

★「第6章 施策の展開」について (P48～64)

- ・ 「2. 母子の健康づくり」について、「ネウボラ」の取組を、「(2) 母子保健の充実」から50ページ「(1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備」に移しました。
⇒ ネウボラは母子保健事業であるが、妊娠期からの切れ目のない支援の大きな目的は、安心して妊娠・出産できる環境づくりであり、市の新たな重点事業であるため。
- ・ 50ページ「「ネウボラ」の実施」について、「子育て世代包括支援センター」はあくまで母子保健法上の名称であり、全国で進められているネウボラは自治体によって内容が異なることから、大竹市が行うネウボラの内容がより分かるように整理しました。「ネウボラ」の取組は、「(1) 総合的な子育て支援体制の整備」として、48ページにも掲載することとしています。）
- ・ 49ページ「スポーツを通じた多世代交流の推進」について、前回素案では「年代を問わず楽しめるスポーツの普及」となっていましたが、削除した「(5) 生涯学習・スポーツ活動などの推進」の中の「スポーツ・レクリエーション活動の推進」の内容のうち、「スポーツなどを通じた親子や地域の世代間交流」の部分を抜粋して盛り込みました。
またこれに伴い、同じ「スポーツ・レクリエーション活動の推進」の中の「子どものスポーツ活動の推進や体力向上」の部分を「青少年の健全育成」の取組として、59ページ「スポーツを通じた子どもの体力向上の促進」として整理しました。
- ・ 53ページ「児童の居場所づくり」と「放課後児童クラブ（放課後健全育成事業）の充実」について、前回素案では、施策体系上「1. 子育てが楽しいまちづくり」・「3. 仕事と家庭の両立支援」に掲載していましたが、また、54ページ「放課後子ども教室の充実」については、施策体系上は「1. 子育てが楽しいまちづくり」・「3. 仕事と家庭の両立支援」・「5. 健やかな次世代の育成」に掲載していましたが、それぞれ関係はありますが、全体のバランスを考慮し、どちらも「3. 仕事と家庭の両立支援」にまとめることとしました。
- ・ 54ページ「防犯体制の推進」について、「6. 子育てにやさしい生活環境の整備」として61ページ「(3) 交通安全・防犯活動の推進」に掲載していますが、内容を踏まえ、「(2) 児童の安全・安心な居場所づくり」にも掲載することとしました。

★「第8章 計画の推進体制」について (P77)

- ・ 「(4) PDCAサイクルによる検証」について、より具体的な内容となるよう文章や表現を修正しました。

★その他

- ・ 上記の変更のほか、担当課などに確認の上、一部事業名を変更したほか、計画の方向性に影響のない字句の修正・加筆などを行っています。